

第 3 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第3回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和6年7月19日（金）午後1時26分～午後2時30分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2

3 出席委員 （農業委員8名）（農地利用最適化推進委員15名）

1：池澤 弘子	2：住本 昌彦
3：岸本 富生	4：住本 浩也
5：稲田 保	6：山田 英俊
7：中尾 正美	8：服部 正代
9：大谷 敏行	10：田中 勝
11：藤原 三男	12：井上 勝秀
13：藤原 一男	14：井上 秀隆
15：増田 種正	16：林 茂雄
17：大島 育雄	18：片山 嘉彦
19：横山 和行	20：西山 彰彦
21：中村 富昭	22：松尾 信行
23：永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員0名）（農地利用最適化推進委員0名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第15号 転用制限外農地の届出に対する受理について

議案第16号 非農地証明願に対する認可について

報告事項

報告1 各種証明書の交付

報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理

報告3 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

梅雨明けはまだですが、前回の農業委員会の時に梅雨入りし、もうすぐ梅雨明けしますから、ほぼ1ヶ月の梅雨の期間がありました。梅雨入りは非常に遅れましたが、梅雨明けは平年並みで梅雨明けするのではないかと思います。

梅雨が明けたら天候が安定するのですが、非常に暑い日が続きますから、所によっては40度以上のところも出てくるので、くれぐれも熱中症にはお気を付けください。

本日第3回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、非農地証明願に対する認可などの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第3回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号8番 服部正代委員、2番 住本昌彦委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第13号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第13号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和6年7月19日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページから3ページまでの6件になります。よろしくご審議
をお願いいたします。

○議長 議案第13号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条
関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせて
ご覧ください。

申請人：譲受人 大島町○○ ○○ ○○、譲渡人 大島町○○ ○
○ ○○ 申請地：所在地 大島町字○○○○○ 地目畑 面積○○㎡
自作地、大島町字○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、以上合計2
筆 合計面積○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地の畑は、小野南中学校のテニスコート南側にあり、譲受人の○
○さんが経営する溶接所の北側に申請地があり、進入路が無い状況であ
ります。このようなことから、行政書士の仲介人を介して、お互い異議
の無い売買契約が成立しております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はご
ざいませんか。

○○○番 ○○番○○委員

この土地は、○○さんは畑として使われますか。将来、お仕事の関連で
使用する予定ですか。

○○番 ○番○○委員

○○さんに、譲り受けた土地をどうするのか聞きましたが、隣でおばあ

自作地、合計1筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の〇〇〇〇さんは、先月、農地の無断転用で審議いただいた方です。譲受人と譲渡人とで売買による所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、4番について説明いたします。

参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 広渡町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 広渡町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 広渡町字〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、広渡町字〇〇 地目田 面積〇〇㎡の内〇〇㎡ 自作地、合計2筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんは、令和4年に所有権移転され、現状は用水をくみ上げるのにポンプアップをしなければならないとか、設備投資するのに苦労されており、今回売却に至った経緯があります。

譲受人の〇〇さんは、ほかにも耕作地を多く持っておられ、耕作能力はあると判断されます。

参考資料の詳細図で、申請地の広渡町字〇〇〇番の一部が空白となっておりますが、後ほど、所有権移転ということで、第5条の申請が上がっております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

(異議なしの声あり)

○議長　それでは5番について、地元委員から説明をお願いいたします。

参考資料の、9ページから18ページをあわせてご覧ください。

譲受人の〇〇さんの住所は加古川市となっておりますが、奥さんが農業にも理解を示していただいているが、子どもの教育のため、住所を加古川市に置いています。

譲受人の〇〇さんは、現在、〇〇〇〇㎡の農地を耕作されており、農業用設備投資をかなりされており、農業規模拡大を目指しておられます。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、相続により農地を取得されましたが、両方で売買による所有権移転がまとまったとのことでした。

よろしくご審議のほどお願いします。

(発言なし)

(異議なしの声あり)

○議長　それでは6番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、6番について説明いたします。

参考資料の、19ページから22ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 万勝寺町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 万勝寺町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、万勝寺町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、合計2筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の〇〇さんは、〇〇〇〇を兄弟で経営されており、3年前から農業をやってみたいということで、今回の申請地から100メートル離れたところで、以前イチゴ農家をされていたところを、賃貸で借り受けて、ブルーベリーやアスパラガスを栽培されており、稲作もしたいとのことです。

譲渡人の〇〇さんは、80歳を迎え後継者もなく、田畑を整理したいとのことで、今回売買による契約に至りました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番 〇〇委員

譲受人の〇〇さんは、何年か前に新規就農をされた方かと思いますが、その時に取得された4,738㎡の耕作状況がわかれば教えてください。

〇〇〇番 聞いていません。

○議長 先ほど、ブルーベリーとアスパラガスを栽培されているとのことであったが、4,738㎡以外にあるのか。

○事務局 摘要欄の4,738㎡の面積は、所有しているか、借りている面積を含みます。

〇〇〇番 〇〇さんが3年前に借りている土地で、ブルーベリーとアスパラを栽培しております。

〇〇〇番 新規就農の方が、新たに取得されて就農されるわけですから、前回の土地がちゃんと就農されてなければ、新しい土地を購入するのは認められないと思います。そのようなことから、前回借り受けた土地が、適性に農業をされておられるのであれば、新規に土地を求めるのであればよいということです。

○議長 事務局、就農状況わかりますか。

○事務局 全部の営農状況を確認しているわけではございませんが、一応、〇〇さん本人から聞いているのは、ブルーベリーとアスパラガスを栽培していると聞いております。

〇〇〇番 先ほども申し上げましたとおり、ブルーベリーとアスパラガスを一生懸命育てておられ、草刈りなどの管理も熱心に行われております。

○議長 新規就農されて、一生懸命農業をされているということですね。

〇〇〇番 はい。

○議長 よろしいですか。

〇〇〇番 はい。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第13号 農地法第3条関係では、申請件数6件、うち許可件数6件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第14号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の5ページをお願いします。

議案第14号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき

意見を求める。

令和6年7月19日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第14号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番についてであります、次の2番と関連事項でありますので、地元委員から1番、2番をあわせて説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番、2番について説明いたします。

参考資料の、23ページ、24ページをあわせてご覧ください。

1番

申請人：譲受人 広渡町○○ ○○ ○○、譲渡人 広渡町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 広渡町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、使用賃借権の設定、一般住宅への進入路、露天駐車場2台分、第3種農地となっております。

2番

申請人：譲受人 広渡町○○ ○○ ○○、譲渡人 広渡町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 広渡町字○○○○ 地目田 面積○○○㎡の内○○㎡ 自作地 摘要として、所有権移転、一般住宅（木造1棟、1階58.79㎡、2階43.06㎡ 延床面積101.85㎡）、第3種農地となっております。

2番申請地に一般住宅を建設し、1番申請地を一般住宅への進入路、及び露天駐車場2台分とするものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番、2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

1番の相隣関係としましては、東側が申請地田、西側が水路、南側が宅地、北側が田となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思います。

引き続き、2番の相隣関係としましては、東側が田、西側が田と宅地、南側が田と宅地、北側が田となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書ともに提出されております。

皆様の机上に、疎明書をお配りさせております。これについて、少し説明をさせていただきます。

本来、転用する場所の隣接地に農地がある場合は、所有者の方に同意書をもらっていただくというのが努力義務として課されています。

その理由は、隣接する農地に何かできることによって、自分が営農しているときに日照に影響が出たりとか、水の流れに影響が出たりとか、そういうトラブルにならないように、あらかじめ私は隣の場所が転用することに同意しますという同意書をもらっていただくものなのですが、今回の場合、〇〇さんが転用されようとする土地の隣接地に、〇〇さんという方が農地を所有されておられますが、この方の同意が得られていないことで、その同意が得られない状況について、申請者から疎明書を提出いただいています。

農地法上の規程、農地法を運用している兵庫県の農地転用の規則によると、同意書がもらえない場合は、同意書をもらうためにどうゆう努力をしたかということを時系列で書いた疎明書を提出して、兵庫県に進達してくださいということになっています。

この疎明書を読んでいただくとわかりますが、〇〇さんと〇〇さんの間において、土地の境界においていざこざがあるようで、〇〇さんは〇〇さんがいろいろとお願いしてもそれが聞き入れてもらえない状況が書き記されています。これ以上待っても進展が無いということで、今回の疎明書の提出となっております。

また、先日7月8日に〇〇さんから行政書士に電話連絡があり、同意がなくても申請ができるようであれば、申請していただいてよいとの連絡があったそうです。

事務局といたしましても、提出された疎明書について、地元の方や前農地利用最適化推進委員の前田様にも確認をさせていただいたところであります。

○議長 1番、2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番、2番については進達

することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番、2 番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 1 4 号 農地法第 5 条関係では、申請件数 2 件、うち進達件数 2 件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出関係)

○議長 次に、議案第 1 5 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の 7 ページをお願いします。

議案第 1 5 号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和 6 年 7 月 1 9 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8 ページの 1 件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 1 5 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料の、2 5 ページ、2 6 ページをあわせてご覧ください。

届出人：万勝寺町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 万勝寺町字○○
○○ 地目畑 面積○○㎡の内○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫、
第 2 種農地となっております。

自宅の裏と横に農機具を置いている状況であるが、この度、農機具を収納する農業用倉庫を建設するものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が自身の田、南側が道路、北側が畑となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書ともに提出されております。

○議長　転用制限外農地の説明を事務局からお願いします。

○事務局　一般的に農地を農地以外にする場合には、転用許可申請を県に提出しなければなりません。例外がありまして、200㎡未満の農業用施設、自己の所有する農地について200㎡未満の農業用施設や農作業用のスペースにしたいなど、農業者の利益に資するための施設に転用する場合には、転用許可申請ではなくて、農業委員会に対する届け出だけで済む制度があります。それが、転用制限外農地の届出ということで、農地法施行規則の中に規定されています。

○議長　1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については受理することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1 番については受理することに決定いたします。

○議長　以上、議案第15号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長　次に、議案第16号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の 9 ページをお願いします。

議案第 16 号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和 6 年 7 月 19 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10 ページの 4 件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 16 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料の、27 ページ、28 ページをあわせてご覧ください。

申請人：明石市○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 山田町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、令和 3 年父親より相続された土地なのですが、平成 16 年ごろから木や竹が生えて山林の一部となってしまったようです。

登記地目と現況が一致しない状況でありますので、非農地証明願を提出されました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が水路と山林、西側が田、南側が田、北側が道路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書、土地改良区の意見書と、始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については認可すること、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2 番について説明いたします。
参考資料の、29 ページ、30 ページをあわせてご覧ください。
申請人：河合西町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 河合西町字○○
○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、同じく河合西町字○○○○ 地目田
面積○○㎡ 自作地、合計2 筆、面積合計○○㎡、摘要として、平成5 年
ごろに、○○さん宅の東側に○○○○さんの家を建てる際に道路が狭い
ということで、現状の進入路に拡張したということです。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2 番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
相隣関係としましては、東側が自身の畑、西側が道路、南側が自身の畑、
北側が道路となっております。
従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書
及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、始末書及び現況写真と
もに提出されております。

○議長 2 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については認可すること、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、31ページ、32ページをあわせてご覧ください。

申請人：檜山町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 檜山町字○○○○
地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和55年に宅地の一部とな
っていますが、そこには小屋があり、それを潰して昭和55年ごろに農業
用倉庫を建てられました。農業用倉庫の中には、トラクター、コンバイン
などきれいに整理整頓されていました。

母親から相続登記しようとした時に、当該申請地が畑であることが判明
したため、今回の申請となりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が水路、北側が
雑種地となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書
及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、始末書及び現況写真と
もに提出されております。

○議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については認可するこ
とに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については認可することに決定
いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番について説明いたします。

参考資料の、33ページ、34ページをあわせてご覧ください。

申請人：栄町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 栄町字○○○○ 地
目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和20年頃、山林の一部、参
考資料の地図をご覧くださいと、○○○○さんの裏山が防災マップの急傾
斜地に指定されており、がけ崩れが起きて、現在ブルーシートで覆われて
いる状況であります。がけ崩れの工事をするにあたり、現況地目などを調
べる中で、申請地の地目が畑であるとわかったため、今回の申請に至りま
した。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が山林、西側が道路、南側が宅地、北側が
山林となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書と、始末書及び現況写真と
もに提出されております。

○議長 4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておりま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については認可するこ
とに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については認可することに決定
いたします。

○議長 以上、議案第16号 非農地証明願に対する認可について、申請件数4
件、うち認可件数4件により審議は終了しました。

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1 から 3 を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 11 ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日)

令和 6 年 7 月 19 日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 耕作証明 番号 1 住所 新部町〇〇 氏名 〇〇 〇〇

使用目的 軽油免税申請

証明につきましては、合計 2 件、全て耕作証明、使用目的は軽油
免税申請です。

続きまして、12 ページをご覧ください。

報告 2

下記のとおり農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1
項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日)

令和 6 年 7 月 19 日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号 1 届出者 譲受人(借人) 万勝寺町〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇 〇〇 譲渡人(貸人) 天神町〇〇 〇〇 〇〇 物件の表示 所
在地 天神町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、摘要といたしまして、宅
地造成、所有権移転 令和 6 年 6 月 5 日受理、農地法 5 条第 1 項による届
出は合計 1 件で、1 筆、面積は〇〇㎡です。

引き続きまして 13 ページをご覧ください。

報告 3

下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出を受理したの
で報告する。

(受理期間 令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日)

令和 6 年 7 月 19 日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号 1 届出者 譲受人(相続人) 黒川町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人

(被相続人) 黒川町〇〇 〇〇 〇〇

物件の表示 所在地 黒川町字〇〇〇〇 外3筆 合計4筆、地目は全て田、面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、相続による所有権取得、令和6年6月7日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計14件、51筆、〇〇〇〇㎡で、全て相続による所有権取得となります。
以上です。

○議長 報告1から3について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもちまして、第3回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和6年7月30日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員8番

議事録署名委員2番